

ヘルパーステーション ビハーラ横手 重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して、指定訪問介護の事業（以下「事業」）又は、指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業（以下「第1号訪問型サービス」）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所は法の基本理念と関係法令及び通知に基づきご利用者に対し、日常生活上必要な便宜を供与し、健康で明るく生きがいのある生活ができるよう運営することを目的とする。
運営の方針	定款に定める目的を基本とし、高齢化する社会が求めるニーズに応えられるよう「大きな安心とぬくもりのある快適生活」の確保を基本とする。

2 事業所

事業者の名称	社会福祉法人 相和会
事業者の所在地	〒013-0821 秋田県横手市上境字大上境 158 番地 1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 萱森 眞雄
電話番号	0182-23-8335

3 サービス事業所

事業所の名称	ヘルパーステーション ビハーラ横手
事業所の所在地	〒013-0821 秋田県横手市上境字谷地中 136
管理者名	水戸 ちづる
電話番号	0182-35-6131
FAX番号	0182-35-6141
実施サービス	訪問介護・指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業
サービス提供地域	横手市及び美郷町（金沢西根・飯詰）地域

4 職員体制

	職務内容	員数・資格等
管理者	所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行えるよう統括する。	1名・介護福祉士
サービス提供責任者	利用申込に係る調整・訪問介護計画・訪問型サービス計画の作成、変更及び利用者家族への説明・訪問介護員への技術等サービス提供の管理を行う。	1名・介護福祉士
訪問介護	利用者の訪問計画、又は、訪問型サービス計画に基づく介護業務及び事業所のその他の業務に従事する。	2.5名以上 介護福祉士等

5 営業日及び営業時間

営業日	日曜日から土曜日
事業所営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前7時～午後9時

6 主となるサービス内容

職員を利用者のお宅に派遣し、訪問介護計画、第1号訪問型サービス計画に沿ってサービス提供します。

身体介護が中心	
食事介助	食事の介助を行います
入浴介助	入浴の介助を行います
排泄介助	排泄の介助・オムツ交換を行います
体位変換	体位変換を行います
清 拭	入浴が困難なご利用者を対象に、清潔保持のために身体を拭きます
移動介助	通院介助等を行います
整容介助	身繕いを整える介助を行います
生活援助が中心	
調 理	ご利用者の食事を用意します
洗 濯	ご利用者の衣類等の洗濯をします
掃 除	ご利用者の居室の掃除をします
買 物	ご利用者の日常生活必需品の買い物を行います
その他	ご利用者の衣類・寝具の交換、布団干し等を行います

- ① サービスはご利用者を対象としたものに限られ、上記の生活援助が中心の場合、利用者以外の方のお食事の調理、衣類等の洗濯、買い物、利用者の居室以外の掃除はできません。
- ② 調理の中でも、きざみ食やミキサー食、及び糖尿病食などの特別食（医療食・治療食）は、介護保険法のサービス区分上、身体介護として取り扱われます。
- ③ 利用者が、担当の訪問介護員の変更を希望する場合には、その変更希望理由（業務上不適当と判断される場合）を明らかにして、事業所まで申し出てください。業務上不適当と判断される理由がなき場合、変更をいたしかねる事があります。
- ④ 事業所は、利用者からの変更希望による変更も含め、訪問介護員の変更により、ご利用者及びそのご家族等の介護者に対して、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ⑤ 事業所は、指定訪問介護・第1号訪問事業に関する記録を整備し、このサービスが終了後5年間保存します。

7 利用料金

① 利用者負担金

介護保険の適用になるご利用者（要支援又は要介護認定を受けている方）は、介護保険法による介護報酬告示上の額に応じた利用料金、第1号訪問事業利用者については厚生労働大臣が定める基準の例より算定した費用の額の1割（一定以上の所得のある方は、2割または3割）をお支払いください。各保険者から送付される「負担割合証」に記載されている割合をご確認ください。

利用料金については「別紙 料金表」をご確認ください。

② 交通費

サービス提供地域に記載されている地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域のお住まいの方は、サービス従業者がおたずねする為の交通費を負担していただく事になり、その詳細は下表に記載している通りです。

移動手段	負担していただく交通費
公共交通機関	実費
車	1キロ当 燃料費実費相当額

I サービス従業者の移動手段は地域により異なります。

II 通院介助に於けるご利用者の居宅と病院の往復の移動交通費（サービス従業者の移動交通費を含みます）は、原則としてご利用者の負担になります。

8 キャンセル

利用者の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、原則的に下表の料金をいただきます。

サービス利用日の前営業日の17時30分までにご連絡をいただかない場合	自己負担金額 (基本料金の1割)
------------------------------------	---------------------

ご利用者の容態の急変など、緊急且つやむを得ない場合はキャンセル料をいただきません。

キャンセルの連絡先電話番号	0182-35-6131
---------------	--------------

9 お支払方法

毎月10日過ぎに前月分の請求をしますので当該月の末日までお支払下さい。お支払確認後、領収書を発行致します。お支払方法は、口座自動振替、銀行振込（振込手数料は自己負担となります。）現金支払の3通りの中からご契約の際に選べます。

① 口座自動引き落としの場合の指定金融機関及び引き落とし日

- ・北都銀行 毎月25日
- ・JA秋田ふるさと 毎月25日
- ・ゆうちょ銀行 毎月20日

10 留意事項

- ① 利用者またはその家族は、体調の変化があった際には事業所にご一報ください。
- ② サービス提供の為に利用者の居宅に於いて使用する水道、電気、ガス、電話等の費用は利用者の負担になります。
- ③ 訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。

11 サービス相談窓口及び苦情受付窓口

当施設ご利用窓口へ	担 当 電話受付	水戸 ちづる 0182-35-6131
まるごと福祉課 介護保険担当	所在地 電話番号	横手市中央町8-2 0182-35-2134
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号	秋田市山王四丁目1番3号 018-883-1550
秋 田 県 福 祉 協 議 会 運営適正化委員会	所在地 電話番号	秋田市旭北栄町1-5 018-864-2726

12 非常災害対策

事業者は非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密に、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、訪問介護員の訓練を行います。

13 守秘義務に関する対策

事業者及び訪問介護員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守する旨を、訪問介護員との雇用契約の内容としています。

14 利用者の尊厳

利用者の人権、プライバシー保護のため業務マニュアルを作成、研修を行います。

15 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により、拘束をせざるを得ない場合は利用者、家族にその理由、内容、期限等について説明し文章による確認を得ます。その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

16 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族などに連絡を行うと共に、必要な措置を行います。

また、当事業所のサービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

17 緊急時の連絡先

主治医・家族等緊急時の連絡先は、予め確認させていただきます。

サービス提供中に利用者の容態の急変等があった場合には、当該の連絡先及び居宅介護支援事業者等へ連絡します。

利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊 急 連 絡 先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	昼 間 の 連 絡 先	
	夜 間 の 連 絡 先	

18 当事業者であわせて実施する事業

種 別	名 称
養護老人ホーム	養護老人ホーム映月荘
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム ビハーラ横手 特別養護老人ホーム ビハーラ赤坂 横手市特別養護老人ホーム 鶴寿苑
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイ ビハーラ横手
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	ケアハウス ビハーラ横手
訪問介護・介護予防訪問介護	ヘルパーステーション ビハーラ横手
居宅介護支援 介護予防居宅介護支援	相和会かいご相談センター
小規模多機能型居宅介護	ビハーラ横手小規模多機能型居宅介護事業所ぬくもり
認知症対応型共同生活介護	ビハーラ横手 グループホーム ぬくもり
通所介護・介護予防通所介護	横手市デイサービスセンター ふるさと館 横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑老人デイサービスセンター ビハーラ横手 介護予防デイサービスセンターかがやき 悠林の丘
認知症対応型通所介護	木立の舎
保育所	相愛保育園 和光保育園 十文字保育園

19 提供するサービスの第三評価の実施状況について

令和4年4月現在 実施なし

指定訪問介護・指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業のサービス提供開始に際し、利用者に対し契約書及び本書面に基づき重要事項の説明をし交付しました。本書2通を作成し、利用者又は家族・事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

所在地 秋田県横手市上境字谷地中136番地
名称 ヘルパーステーション ビハーラ横手
説明者 所属 ヘルパーステーション ビハーラ横手

氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

家族 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との続柄 _____